

## 水道法施行規則の改正について（通知）

デジタル社会の形成を図るための規則改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省第164号）が、令和5年12月26日に公布され、令和6年3月31日に施行されることとなりました。

改正の内容としては、水道法施行規則において、給水装置工事主任技術者が常に一の事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について専らその任にあたることを求めているものではなく、二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼任することが可能であることを明確化するためのものです。

水道法施行規則（昭和32年厚生省第45号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（給水装置工事主任技術者の選任）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定給水装置工事事業者は、前二項の<u>規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときは、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。</u></p>	<p>（給水装置工事主任技術者の選任）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに<u>当たっては一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。</u></p>

### 【お問い合わせ先】

〒720-8526 広島県福山市古野上町15番25号  
福山市上下水道局 お客さまサービス課  
給水担当 福永・永見